

令和 2 年生駒市議会（第 3 回）臨時会議案

令和 2 年 4 月 2 7 日

生 駒 市

令和 2 年 生 駒 市 議 会 （ 第 3 回 ） 臨 時 会 議 案 目 録

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 29 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）	1 ～ 3
議案第 30 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	4 ～14
議案第 31 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	15～18
議案第 32 号	専決処分につき承認を求めることについて （生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	19～20
議案第 33 号	令和 2 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）	21～23
議案第 34 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	24～25
議案第 35 号	生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第 36 号	生駒市立小・中学校校内 LAN 整備業務契約の締結について	27

議案第 29 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日別紙のとおり処分したから、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 27 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8, 800 円」を「8, 900 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12, 400」を「12, 440」に、「13, 300」を「13, 320」に、「10, 600」を「10, 670」に、「11, 500」を「11, 550」に、「8, 800」を「8, 900」に、「9, 700」を「9, 790」に改め、同表備考第 1 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生

した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第 5 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 30 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

（生駒市税条例の一部改正）

第1条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第29条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第45条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第61条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 6 1 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 1 2」を「第 1 0 条の 2 の 1 5」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 4 9 条の 2」を「第 4 9 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 6 8 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 6 8 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」に改める。

第 8 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（現所有者の申告）

第 8 3 条の 3 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日か

ら３月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第８４条第１項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第１０４条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項（法第４６９条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）」に、「第１６条の２の３」を「第１６条の２の３第２項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第１０６条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第１６条の２の３第１項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第１０６条第１項中「第１０４条第２項」を「第１０４条第３項」に改める。

第 1 3 1 条第 6 項中「第 6 1 条第 6 項」を「第 6 1 条第 7 項」に改める。

附則第 8 条中「平成 3 4 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 5 年度」を「令和 1 5 年度」に、「平成 3 3 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 1 0 条第 1 項中「平成 3 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 1 2 条中「又は法附則第 1 5 条」を「又は附則第 1 5 条」に改める。

附則第 1 2 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 6 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 1 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 8 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 1 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 8 項第 2 号」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を削り、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第

「第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 12 条の 2 第 19 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項を削り、同条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 24 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 12 条の 2 第 27 項を同条第 26 項とする。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 13 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令

和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第１３条の３の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１４条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１６条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１６条の４第１項中「又は法」を「又は」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第２１条第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和５年度」に改める。

附則第２５条の６中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（令和元年６月生駒市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、生駒市税条例第１４条第１項第２号の改正規定を削る。

附則第１条第４号を次のように改める。

（４） 削除

附則第１条第５号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 29 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 29 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 29 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 61 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 61 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第 83 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法

等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第７項において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

６ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

７ 平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成２７年１２月生駒市条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第６条第２項第３号中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改め、同条第１３項中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第１４項の表中「平成３１年１０月３１日」を「令和元年１０月３１日」に、「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年３月生駒市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第３号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第３条第３項中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成29年9月生駒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」

に改め、同条第２項中「平成３３年１１月１日」を「令和３年１１月１日」に改め、同条第３項中「平成３４年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改め、同条第４項及び第５項中「３３年新条例」を「３年新条例」に改める。

（生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第８条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成３１年３月生駒市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第２条及び第３条中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

附則第４条中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

議案第 31 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の3を削る。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を附則第3条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

第 3 条の 5 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3 分の 2 とする。

附則第 3 条の 7 の前の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同
条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「
又は法」を「又は」に改める。

附則第 3 条の 8 から第 3 条の 1 1 までの規定中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年
度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 4 条の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平
成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」
を「又は」に改める。

附則第 6 条及び第 6 条の 2 中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9
項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 9 条中「、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8
項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8
項から第 5 0 項まで」を「から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、
第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項まで、第 4 7 項若
しくは第 4 8 項」に、「第 3 4 項」を「第 3 3 項」に、「又は法」を「又は」に
改める。

附則第 1 0 条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条
例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用

し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

議案第 32 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 2 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 2 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 9 9 8 , 8 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		7,724,388	486	7,724,874
	2 県補助金	7,695,889	486	7,696,375
歳 入 合 計		10,998,352	486	10,998,838

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		7,634,109	486	7,634,595
	6 傷病手当金	0	486	486
歳 出 合 計		10,998,352	486	10,998,838

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 保険給付費等交付金	7,695,889	486	7,696,375	2 保険給付費等交付金(特別交付金)		486	特別交付金
計	7,695,889	486	7,696,375				

[単位 千円]

歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	特定財源		一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債その他					
1 傷病手当金	0	486	486	486 (県補)	486			5 災害補償費	486	傷病手当金	
計	0	486	486	486							

〔単位：千円〕

[単位 千円]

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 2 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項を附則第 1 条とする。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項を附則第 2 条とし、附則に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 3 条 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等（賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができない期間（労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過する日までの期間を除く。）のうち労務に就くことを予定していた日に

ついて、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の生駒市国民健康保険条例附則第3条及び第4条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

議案第 35 号

生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 2 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年 3 月生駒市条例第 1 4 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 4 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出
の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

生駒市立小・中学校校内ＬＡＮ整備業務契約の締結について

令和２年４月７日事後審査型条件付一般競争入札に付した生駒市立小・中学校校内ＬＡＮ整備業務について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年４月生駒市条例第２号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 生駒市立小・中学校校内ＬＡＮ整備業務 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | ２０９，０００，０００円 |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良市大安寺６丁目２０番８号
株式会社きんでん 奈良支店
執行役員支店長 辻 嘉 明 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和２年１２月２８日まで |

令和２年４月２７日提出

生駒市長 小 紫 雅 史